

令和7年4月

肉用子牛生産者

の皆様へ



肉用子牛の価格が低落した場合に、生産者補給金を交付し、肉用子牛生産の安定等を図ることを目的としています。

肉用子牛生産者 補給金制度

に加入して

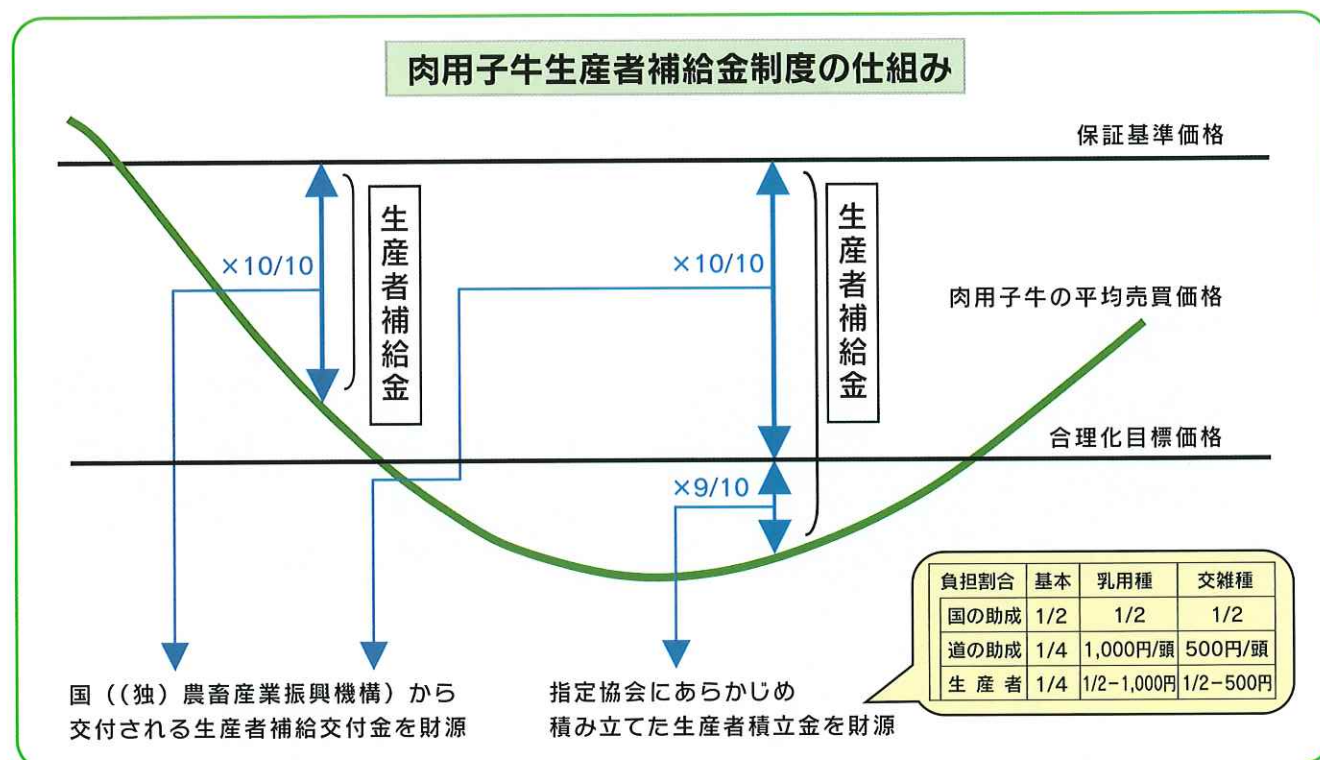
経営の安定

を図りましょう

肉用子牛生産者補給金制度

1. 制度の仕組み

四半期毎（その他の肉専用種にあっては、年度毎）に農林水産大臣が告示する肉用子牛の平均売買価格（品種別）が保証基準価格を下回った場合に、その期間中に契約肉用子牛を販売または自家保留していれば、生産者補給金が交付されます。



●肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格【令和7年度】

（単位：円 / 頭）

区 分	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格	574,000	523,000	334,000	164,000	274,000
合理化目標価格	446,000	406,000	259,000	110,000	216,000

◆子牛価格低落時の交付例

例1. 黒毛和種の平均売買価格が45万円の場合

$$574,000 \text{ (保証基準価格)} - 450,000 \text{ (平均売買価格)} = 124,000 \text{ 円 (交付額)}$$

例2. 黒毛和種の平均売買価格が40万円の場合

$$\{574,000 \text{ (保証基準価格)} - 446,000 \text{ (合理化目標価格)}\} + \{446,000 \text{ (合理化目標価格)} - 400,000 \text{ (平均売買価格)}\} \times 0.9 = 169,400 \text{ 円 (交付額)}$$

2. 制度への加入

(1) 加入の手続

加入手続はいつでもできますので、都道府県の指定協会と農協等を通じて「生産者補給金交付契約」を結んでください。

法人の場合、加入には一定の条件があります。指定協会にご確認ください。

(2) 個体登録の手続

所有する肉用子牛が満2月齢に達する日まで（満2月齢－1日）に農協等に肉用子牛個体登録の申込みを行い、指定協会の定める日までに生産者負担金を納めてください。

3. 生産者積立金・負担金

- (1) 生産者積立金は、契約生産者に補給金を交付するための財源として積立てるものです。積立てに当たっては、契約生産者の負担金のほか、国（機構）及び道から助成されます。なお、平均売買価格が合理化目標価格を上回っているときに交付される補給金については、全額が国（機構）からの交付金でまかなわれ、生産者積立金は取り崩されません。
- (2) 現在の業務対象年間（令和7～11年度の5年間）終了時に生産者積立金に残額がある場合は、次の業務対象年間で契約生産者の持分として負担金に充てるか、または現在の業務対象年間終了時の契約生産者に返還することができます。

[令和7～11年度]

(単位：円 / 頭)

区 分	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
生産者積立金	1,600	6,000	20,000	5,000	2,400
負担内訳（割合）					
国（機構）（1/2）	800	3,000	10,000	2,500	1,200
道（1/4）	400	1,500	5,000	1,000	500
生産者（1/4）	400	1,500	5,000	1,500	700

※乳用種及び交雑種は道定額助成

4. 生産者補給金の交付

補給金の交付対象となるのは、契約肉用子牛を満6月齢に達した日から満12月齢に達する日までの間に販売した場合または満12月齢に達した日以後も自家保留した場合です。（発動要件は「1. 制度の仕組み」参照）

販売や自家保留したときは手続が必要ですので、農協等に申し出てください。

※1：販売・保留の申出がないと補給金は交付されませんので、ご注意ください。

※2：販売または保留する前に死亡した場合などは、補給金の交付対象となりません。

なお、誤って交付された場合は、補給金を返還していただくことになります。

不正の手段により生産者補給金の交付を受けたり、受けようとしたときは、交付の取消しや返還命令が行われ、生産者補給金交付契約の解除や刑事罰が科されることがあります。

5. 牛トレサ法に基づく子牛の出生届、異動届

補給金制度においては、牛トレーサビリティ制度に基づき報告された「生年月日」等の情報を活用し、個体識別番号により個体登録の手続きを行っていますので、確実な届出をお願いします。

(1) 出生届、異動届は忘れずに

- ◇牛トレサ法に基づく、出生の届出、耳標の装着、異動の届出などは、牛を飼っている人の義務です。
- ◇子牛が生まれたら、すぐに独立行政法人家畜改良センター（農協等を経由する場合も含む。以下同じ。）に出生の届出をしてください。
- ◇また、子牛を導入または販売、死亡したときなども、すぐに家畜改良センターに届出（転入・転出、死亡など）をしてください。子牛に限らず親牛の場合も異動の届出は必要です。

(2) 耳標を付けましょう

- ◇10桁の個体識別番号が記入された耳標を必ず両耳に装着してください。
- ◇子牛を導入したときには、必ず耳標の確認をしてください。
- ◇耳標が一つでも脱落したら、すぐに同じ番号の新しい耳標を請求して装着してください。

**牛トレサ法については、
北海道農政事務所、沖縄総合事務局または
最寄りの地方農政局にお問い合わせください。**

※牛トレサ法：「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」
（平成15年法律第72号）

本法に基づく牛トレーサビリティ制度により、牛の出生から牛肉として消費者に供給されるまでの生産流通履歴情報の把握が可能となりました。



★お願い

肉用子牛生産者補給金制度は互助が基本となっています。できるだけ大勢の生産者の方々に加入していただくことにより、制度の健全化が図られ、皆さんの経営の安定化につながります。是非とも、本制度への加入と全頭登録をお願いします。

詳しい内容は、お近くの指定協会か農協等へお問い合わせください。

alic 独立行政法人 農畜産業振興機構
一般社団法人 全国肉用牛振興基金協会
公益社団法人 北海道畜産物価格安定基金協会